

タイトル	戦後日本の高等教育にかんする参考資料(3) : 2016（平成28）年4月～2019（平成31）年3月
著者	木村，和範；KIMURA, Kazunori；鈴木，寿雄； SUZUKI, Toshio
引用	開発論集(104)：151-189
発行日	2019-09-30

戦後日本の高等教育にかんする参考資料(3)

—— 2016(平成28)年4月～2019(平成31)年3月 ——

木村和範*・鈴木寿雄**

年	月	日	事 項
2016(平成28)	4	1	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構設置（独立行政法人国立大学財務・経営センターを廃止・統合）
		5	18 指定国立大学法人制度（国立大学法人法の一部改正，2017（平成29）年4月1日施行，ただし一部は2016（平成28）年10月1日施行）
		20	「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（教育再生実行会議第9次提言）
		30	実践志向の専門職業人養成のための新たな高等教育機関の設置（「個人の能力と可能性を開花させ，全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（第一部）（第二部）」（中央教育審議会答申））
	6	2	給付型奨学金制度創設検討（「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定））
		9	東京23区における大学の定員増は不認可（「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（閣議決定））
	7	4	「教育の情報化に伴う情報セキュリティの確保について」（文部科学省通知）
		29	「教育の情報化加速プラン」（文部科学省）
	8	2	「未来への投資を実現する経済対策」（給付型奨学金制度創設（閣議決定））
		3	文部科学大臣 松野博一
		10	「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」 ¹⁾ （中央教員審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ提言，以下，「中教審専門職大学院WG提言」という）
	10	21	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の遵守徹底（文部科学省研究振興局事務連絡）
	11	28	研修規定整備（教育公務員特例法の一部改正）
	12	21	「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育

*（きむら かずのり）北海学園大学開発研究所特別研究員（本学名誉教授）

**（すずき としお）北海学園大学七十年史編纂委員会ワーキンググループ

2017(平成29)			審議会答申，実施：幼稚園（2018（平成 30）年度），小学校（2020（平成 32）年度），中学校（2021（平成 33）年度），高等学校（2022（平成 34）年度）
		27	私立大学等の学長決定及び私立大学等の学則変更等の届出に係る事項の変更（文部科学省高等教育局長通知，これにより，平成 28 年 2 月 1 日付け高等教育局長通知は廃止）
	1	19	「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」（文部科学省）
	2	3	「第 2 次学校安全の推進に関する計画の策定について」（中央教育審議会答申）
	3	8	「我が国の高等教育に関する将来構想について（中央教育審議会への諮問）」（文部科学大臣）
		24	「第 2 期スポーツ基本計画」（文部科学省）
		29	中央教育審議会大学分科会の下に「将来構想部会」設置（2017（平成 29）年 3 月 8 日文部科学大臣諮問にもとづく検討推進のため。なお，制度面の検討を中心とするワーキンググループの設置は 2017（平成 29）年 5 月 29 日） 障害のある学生の就学支援に関する検討会報告（第 2 次まとめ）
		31	教員と事務職員等の連携及び協働，そのために専任職員を配置する事務組織の設置（大学設置基準の一部改正） 私立大学が行う受託研究の要件緩和（法人税法施行令の一部改正） 給付型奨学金の制度化（「独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正」）
	4	1	給付型奨学金制度発足 教職員支援機構（教員研修センターの改称）（教育公務員特例法の一部改正）
		21	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正 教育勅語の教材使用は否定しないが促進しない（閣議決定）
		25	「地域学校協働計画の推進に向けたガイドライン」（文部科学省）
		26	「国際バカロレアを中心としたグローバル人材育成を考える有識者会議（中間取りまとめ）」
	5	12	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律
		17	個人情報保護に関する法律（2003（平成 15）年 5 月 30 日法律第 57 号）の改正（2017 年 4 月 26 日）により個人情報の適切な取扱いに係る事業者への監督権限が主務大臣から個人情報保護委員会に一元化（「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」廃止（文部科学省大臣官房長通知）），以後は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」，「個人データの漏えい等の事案が発生した場合の等の対応について」（いずれも個人情報保護委員会制定）による

	29	中央教育審議会大学分科会の下に設置した「将来構想部会」(2017(平成29)年3月29日設置)の下に「制度・教育改革ワーキンググループ」設置(2017(平成29)年3月8日文部科学大臣による諮問事項のうち、特に制度の改善方策検討のため)
	31	専門職大学及び専門職短期大学の制度化(学校教育法の一部改正, 2019(平成31)年4月1日施行)
6	1	「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(教育再生実行会議第10次提言)
	9	東京都23区の大学定員抑制(「経済財政運営の基本方針(骨太の方針)」(閣議決定))
	16	大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正(文部科学省告示) 教育勅語を肯定的に扱う余地なし(政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明)(教育学関係学会長等声明)
7	13	「高校生のための学びの基礎診断」「大学入学共通テスト実施方針」 ²⁾ 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」(以上、文部科学省)
8	3	文部科学大臣 林 芳正
	23	「認証評価機関の認証について」(中央教育審議会答申) 高度専門職業人養成の制度化に伴う規程整備(「専門職大学院設置基準の制定等について」(中央教育審議会答申))
	28	「教職課程再課程認定等に関する説明会」(文部科学省)
	29	「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」(国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告)
9	15	公認心理師制度全面施行
	19	「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」(中央教育審議会報告)
10	1	教員資格、授業担当時数の明示(「大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正」(文部科学省告示))
	12	インターンシップ推進方策実行ワーキンググループ設置(文部科学省・独立行政法人日本学生支援機構)
	13	第1回大学共通テスト試行調査(プレテスト)(11月13日～24日内で参加高校が任意の日時で実施)(大学入試センター)
11	17	科目区分の大括り化等(教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部改正(2019(平成31)年4月1日施行)) Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会および新たな時代を豊かに生きる力の育成に係る省内タスクフォースの設置(文部科学大臣) [注記] Society 5.0は、Society 1.0(狩猟社会)、Society 2.0(農耕社会)、Society 3.0(工業社会)、Society 4.0(情報社会)に続く社会
	21	新たな時代を豊かに生きる力の育成に係る省内タスクフォース(文部科学省、第1回会合)

2018(平成30)	12	1	Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会（文部科学省，第1回会合）
		15	大学等における専門職学科の制度創設（「大学設置基準等の改正について」（中央教育審議会答申））
		22	「新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会中間まとめ）
	1	9	『教職課程認定申請の手引き（平成31年度開設用）【再課程認定】』（文部科学省）
		26	大学及び短期大学における専門職学科に関する規定（大学設置基準及び短期大学設置基準の一部改正）
		30	職業紹介の実績情報の提供義務化（学校等では努力義務），求職者への労働条件明示の義務化（学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領等の改正（雇用保険法等の一部改正に関する文部科学省通知））
	2	28	講習科目，単位数の改正，「社会教育士（講習）」（講習修了者），「社会教育士（養成課程）」（課程修了者）の称号新設（社会教育主事講習等規程（文部科学省令）の一部改正），2020（平成32）年4月1日施行）
	3	8	「第3期教育振興基本計画について」（中央教育審議会答申）（計画期間：2018（平成30）年度～2022（平成34）年）
		26	大学入学共通テスト（2020年度（2021年1月実施））に採用される英語民間試験公表（英検（新型），TOEIC など，ただし，2023年度入試までは共通テストでも英語を実施）（大学入試センター）
		27	大学統合，大学再編等のために「大学等連携推進法人（仮称）」（一般社団法人）の設置案を中央教育審議会に提示（文部科学省）
		30	専門職大学院の専任教員要件の緩和，専門職大学院と学士課程・修士課程との連携強化，法科大学院の入学者選抜にかんする努力義務の要件緩和（「中教審専門職大学院WG提言」（2016年8月10日付け）にもとづく「専門職大学院設置基準」等の一部改正）
	4	1	公認心理師法施行規則の一部改正
	5	9	「高等教育の資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」（事務連絡）（文部科学省）
		31	「大学改革としてのインターンシップの推進に係る専門人材の育成・配置について—組織的なインターンシップの推進に向けた，専門人材の役割の明確化—」（事務連絡）（文部科学省）
	6	1	「地域における大学の振興及び雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（特定地域内学部収容定員の抑制等に関する規定を除き，同日施行）
		4	「平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（文部科学省） ³⁾

	5	3つの方向性（「公正に個別最適化された学びの実施」，「基盤的な学力や情報活用能力の習得」，「大学等における分離分断からの脱却」）（「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる，学びが変わる～」（Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会／新たな時代を豊かに生きる力の育成に係る省内タスクフォース）（文部科学省））
	8	大学における産学連携の充実強化に関する検討会最終会合（「イノベーションシステムにおける大学の研究成果の活用推進に資する技術異端機能等の最適化に向けて（議論のまとめ）」 ⁴⁾ （文部科学省）の公表は同年7月）
	12	英語の民間試験導入を了承（国立大学協会総会）
	15	「第3期教育振興基本計画」（閣議決定，対象期間：2018（平成30）年度～2022（平成34）年度） スポーツマンシップ遵守の徹底指導（「大学の部活動における安全確保等について（依頼）」（文部科学省，スポーツ庁））
	18	年収380万円未満の世帯を対象に大学などの授業料減免（「未来投資戦略」閣議決定）
	28	学部，研究科の枠を超えた学位プログラムの策定，リカレント教育の充実，大学連携・統合の推進など（「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」（中央教育審議会））
	29	技術者の量的拡大・質的充実のために，工学部等における柔軟な教育体制の構築，および学士課程と大学院課程の連続性に配慮した教育体制の構築等の促進（大学設置基準および大学院設置基準等の一部改正）
	7	10 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」改訂（文部科学省消費者教育推進委員会）
	18	受動喫煙防止の義務化（学校，病院，行政機関の敷地全体における禁煙，喫煙は屋外の所定場所のみなど）（健康増進法の一部改正，施行日：2020（平成32）年4月1日）
	30	「学校法人運営調査における経営指導の充実について（通知）」（文部科学省高等教育局長）
	8	10 「「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について（通知）」 ⁵⁾ （文部科学省高等教育局長）
	23	「学校司書のモデルカリキュラム」の改正通知（科目区分等の変更に係る2017（平成29）年11月17日の省令公布に伴う措置，2019（平成31）年4月1日施行）
	9	7 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第112号）」
	11	私大定員管理強化の3年間見送り，向後3年間の定員管理基準は2018（平成30）年度と同様（文部科学省および日本私立学校振興・共済事業団の共同通知） ⁶⁾
	13	「高等教育無償化」支援事業（文部科学省）の対象要件（実務家教員，外部理事の割合など）や「23区規制」が「私大の特性と自主性を脅かす」と批判（日本私大連盟）
	28	特定地域内学部収容定員の抑制等に係る規定の2018（平成30）年10月1日施行に係る通知（「特定地域内学部収容定員

		の抑制等に係る地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行等について（通知）」（内閣官房，内閣府，文部科学省）
10	2	文部科学大臣 柴山昌彦
	9	2021 年卒業予定者（現大学 2 年生）の就職・採用活動にたいする現行日程の維持要請（就職問題懇談会座長声明）
	10	経団連，2021 年春入社以降の新卒学生を対象として，「採用選考に関する指針」の廃止を発表（「現行ルール」の適用対象は現大学 3 年生まで。現 2 年生に適用される「就活ルール」の策定は政府（関係省庁連絡会議）主導，現 1 年生については未定）
11	9	法科大学院の定員管理，学部 3 年，法科大学院 2 年で司法試験の受験資格付与（「法曹コース」新設）などを審議（中央教育審議会）
	10	第 2 回大学入学共通テスト試行調査（プレテスト）（11 日まで）（大学入試センター）
	25	「東海国立大学機構」設立にかんする基本合意締結（名古屋大学・岐阜大学）
	26	2040 年における人口推計（18 歳人口 88 万人 [2017 年の 77%]，大学進学者 51 万人 [2017 年の 80%]）を踏まえた，高等教育の在り方（(1)教育内容の柔軟な変更，(2)それに伴う学部横断的な「学位プログラム」の制度化，(3)大学の連携・統合の仕組み作りにかんする 3 案提示（①設置形態（国公私）の枠を超えた大学連携（「大学等連携推進法」（仮称）の制定），②単一の国立大学法人が複数の国立大学を運営する「アンブレラ方式」，③私立大学が他大学に一部の学部を譲渡），(4)リカレント教育，留学生の受入強化，(5)実務家教員，外部理事の増員，(6)大学設置基準と認証評価制度の抜本的見直しなど）（「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（中央教育審議会） ⁷⁾ ）
	14	「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律」（この改正により，「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の題名が，「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改められるも，同法第 15 条の 2 に関する規定の内容には変更なし）
12	25	「不適切」入試を実施したとされた 9 大学医学部による回復措置に伴う臨時的な定員超過の承認（文部科学大臣）
	28	「高等教育無償化制度の具体化に向けた方針」（低所得世帯層の者への①授業料・入学金の減免，②給付型奨学金の支給〔実施時期：2020 年 4 月；対象者：2020 年度の在学生（既入学者を含む）〕了承 ⁸⁾ （幼児教育・高等教育無償化に向けた関係閣僚会議）
2019(平成31)	1	11 「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通

		知)」(30 文科高第 954 号, 総合教育政策局長, 高等教育局長), 「大学等の授業科目として行う企業内実習等の実施に係る労働法上の留意事項について (通知)」(文部科学省高等教育局長)
	25	「学校の働き方改革 (答申)」(中央教育審議会)
2	1	「高等教育・研究改革イニシアティブ (柴山イニシアティブ) ~ 高等教育機関における教育・研究改革の一体的推進 ~」(文部科学大臣) ⁹⁾
	14	「改元に伴う情報システム改修等への対応について (事務連絡)」(文部科学省高等教育局長)
3	29	「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の公布について」の一部改正について (通知)

注

- 1) 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(概要)は, 別紙 1 (ただし, 原文はカラー)。(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/09/16/1377151_01.pdf, accessed on Oct. 24, 2018)
- 2) 「実施方針」は, 別紙 2。(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2017/10/24/1397731_001.pdf, accessed on May 13, 2019)
- 3) 2018 (平成 30) 年 6 月 4 日付け 30 文科高第 187 号 文部科学省高等教育局長通知による「実施大綱」は, 別紙 3。(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/06/07/1282953_10_1.pdf#search=%2730%E6%96%87%E7%A7%91%E9%AB%98%E7%AC%AC187%E5%8F%B7%27, accessed on July 18, 2018)
- 4) まとめ (概要) は別紙 4 (ただし, 原文はカラー印刷)。(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/07/18/1406597_01.pdf, accessed on May 14, 2019)
- 5) 「追加分」は別紙 5。(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/08/10/1397731_003_1.pdf, accessed on May 14, 2019)
- 6) 学校法人理事長に宛てた文書 (平成 31 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について (通知) (30 文科高第 454 号および私振補第 49 号)) は以下のとおりである (ただし, ※印を付した 2 つの注記は省略)。

「1. 超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置について

平成 27 年 7 月 10 日付 27 文科高第 361 号及び私振補第 30 号で通知した「平成 28 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について (通知)」において, 「平成 31 年度から, 入学定員充足率が 1.0 倍を超える入学者がいる場合, 超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。」としていたことについては, 平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間にわたって段階的に実施した不交付となる入学定員超過率の厳格化により, 三大都市圏における入学定員超過や三大都市圏以外の地域における入学定員未充足の改善 (※ 1), 三大都市圏に所在する大・中規模大学における入学定員を超える入学者数の縮減 (※ 2) といった効果が見られることや, 後記「2. 入学定員充足率が 1.0 倍以下の場合の増額措置」(省略——引用者)を実施することになっていることを踏まえて, 当面実施を見送り, 後記措置の実施状況及び効果

等を検証しつつ、3年後を目途に実施の要否を検討することとする。」

- 7) 紙幅の関係で、以下に別紙6として「概説」のみを掲げる。(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2018/12/17/1411360_9_1_1.pdf, accessed on May 16, 2019)
- 8) 「方針」の全文は資料7。(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/12/28/1412286_002.pdf, accessed on May 16, 2019)
- 9) 「柴山イニシアティブ」は資料8 (ただし、原文はカラー印刷)。(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/02/01/1413322.pdf, accessed on May 16, 2019)

【別紙1】

中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ
「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」（概要）

現状・課題

- 専門職大学院は、平成15年度に、高度専門職業人養成に目的を特化した課程として創設以来、大学院教育の実質化や社会人教育を牽引する役割を担うとともに、一定程度の普及定着が図られてきた。
- 一方、社会（「出口」）との連携が必ずしも十分ではなく、多様化するニーズを的確に踏まえたプログラム提供ができていない、学位の付加価値についての理解を得られていない等のため、制度導入時に期待されていたほどの広がりには至っていない。
- 高度専門職業人養成という観点から、修士課程と専門職学位課程の役割分担が明確ではない。

少子高齢化が急激に進展する我が国が持続的な成長を継続するため、専門性が要求される分野において国民一人一人の労働生産性を向上させることが喫緊の課題であり、高度専門職業人養成機能の一層の充実強化が必要

今後の方向性

①高度専門職業人養成機能の充実・強化

- ・自らの強みや特徴を伸ばすための取組促進
- ・高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、高等教育全体としての機能強化

③多様なニーズへ対応するための学士課程・修士課程等との連携強化

- ・学士課程、修士課程、他の専門職学位課程等の教員とも連携して特色ある教育プログラムを提供

②社会（「出口」）との連携強化

- ・社会（「出口」）との連携強化の重要性と必要性を専門職大学院制度に一層取り込むことが必要

④分野ごとのきめ細かい対応

- ・対応が必要と考えられる課題については、分野ごとのきめ細やかな対応が必要

修士課程との在り方の整理を含めた大学院全体としての見直し

- ・高度専門職業人養成機能を強化する観点から、大学院全体としての議論が必要。特に、高度専門職業人養成を主たる目的とする修士課程等の専門職学位課程へ移行を促す方策についても検討が必要。その際、専門職大学院の設置が進んでいない、地方におけるニーズを踏まえることが必要。

具体的改善方策

アドバイザー・ボード	・関係業界の関係者など養成人材像と関連が深い者等からなるアドバイザーボードの設置
教育課程等	・ステークホルダー等の参画を得た上でのコアカリキュラムの策定促進 ・社会人に対する柔軟で多様な教育機会提供、ICTの活用、博士レベルの専門職学位の検討等
教員組織	・他の課程との連携を強化し、新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進するため、専門職大学院の必修教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討（新設の場合の時限付措置、積極的な効果が認められ、かつ、支障がない場合の恒常的措置） ・みなし専任教員の担当科目数の緩和など、適切な実務家教員の確保の促進 等
認証評価	・認証評価機関は、修了生の就職先、学生等から意見を聴き、評価に反映させることが必要。 ・機関別評価と分野別評価の効率化（機関別評価での分野別評価の結果の活用、専門職大学院のみを設置している大学の場合は、機関別と分野別の評価を一本化の検討） ・国際認証を得た場合、国内の認証評価受審に伴う負担の軽減の検討
情報公開の促進	・具体的にどのような人材の養成を目指しているのか、ステークホルダーとどのような連携を図って教育内容を充実するのか等、社会（「出口」）との連携方策の策定・公表 ・修了生の活躍状況等についての情報公開の促進
新たな認定制度	・①世界的に活躍するグローバル人材の養成、②地域の課題解決に貢献する地域人材の養成、③社会的ニーズの高い特定の分野に強みを有する専門人材の養成といった各専門職大学院の強みや特色を打ち出すための組織的取組を促すため、①から③ごとに定める一定の基準を満たしたと認められる専門職大学院を新たに認定し、メリットを付与する制度を検討。導入にあたっては、多くの分野と関連が深い経営系分野から開始することも一案

【別紙 2】 6. 記述式問題の実施方法等 (1) 国語 ① 出題の範囲 記述式問題の出題範囲は、「国語総合」（古文・漢文を除く。）の内容とする。 ② 評価すべき能力・問題類型等 多様な文章や図表などをもとに、複数の情報を統合し構造化して考えをまとめたり、その過程や結果について、相手が正確に理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価する。 設問において一定の条件を設定し、それを踏まえ結論や結論に至るプロセス等を解答させる条件記述式とし、特に「論理（情報と情報の関係性）の吟味・構築」や「情報を編集して文章にまとめること」に関わる能力の評価を重視する。 ③ 出題・採点方法 ○ 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。 ○ 多数の受験者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。 ○ センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大学に提供し、各大学においてその結果を活用する。 ※ センターが共通テストにおいて作問、出題、採点する記述式問題とは別に、各大学が個別選抜において一定の期日に出題・採点に利用することができるようセンターが大学の求めに応じ記述式問題及び採点基準を提供する方式の導入も検討する。 (2) 数学 ① 出題の範囲 記述式問題の出題科目は、「数学Ⅰ」「数学Ⅱ」「数学Ⅲ」とし、出題範囲は「数学Ⅰ」の内容とする。 ② 評価すべき能力・問題類型等 図表やグラフ・文章などを用いて考えたことを数式などで表したり、問題解決の方略などを正しく書き表したりする力などを評価する。 特に、「数学を活用した問題解決に向けて構想・見通しを立てること」に関わる能力の評価を重視する。 ③ 出題・採点方法 ○ 記述式問題の作問、出題、採点はセンターにおいて行う。 ○ 多数の受験者の答案を短期間で正確に採点するため、その能力を有する民間事業者を有効に活用する。 ○ センターが記述式問題の採点結果をマークシート式問題の成績とともに大	大学入学共通テスト実施方針 1. 名称 大学入試センター試験に代わるテストの名称は、「大学入学共通テスト」（以下「共通テスト」という。）とする。 2. 目的 共通テストは、大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとする。 3. 実施主体 共通テストは利用大学が共同して実施する性格のものであることを前提に、大学入試センター（以下「センター」という。）が問題の作成、採点その他一括して処理することが適当な業務等を行う。 4. 実施開始年度 - 平成32年度（平成33年度入学者選抜） ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降の方針については、平成33年度を目途に策定・公表予定。 5. 出題教科・科目等 ○ 共通テストの出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。 ※ 次期学習指導要領において高等学校の教科・科目が根本的に見直される予定であることを踏まえ、平成36年度以降は教科・科目の簡素化を含めた見直しを図る。 ○ 「国語」、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」については、8.で見直しを行うマークシート式問題に加え、記述式問題を出題する。 ※ 次期学習指導要領に基づくテストとして実施することとなる平成36年度以降、地理歴史・公民分野や理科分野等でも記述式問題を導入する方向で検討を進める。
---	---

学に提供し、各大学においてその結果を活用する。 7. 英語の4技能評価 ○ 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「話す」「書く」「聞く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定まっている資格・検定試験を活用する。 ○ 具体的には、以下の方法により実施する。 ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し(以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。)、その試験結果及びCEFR(※)の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。 - このような方式をとることににより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定に当たり、各資格・検定試験実施団体に對し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを求める。 - また、認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮して、できるだけ多くの種類の認定試験を活用して活用するよう各大学に求める。 ※ CEFR…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching, assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。 ② 国は、活用の参考となるよう、CEFRの段階別成績表示による対照表を提示する。 ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校3年の4月～12月の間の2回までの試験結果を各大学に送付することとする。 ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。 ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努める。 ○ なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。	8. マークシート式問題の見直し ○ 思考力・判断力・表現力を一層重視した作問への見直し 次期学習指導要領の方向性を踏まえ、各教科・科目の特質に応じ、より思考力・判断力・表現力を重視した作問となるよう見直しを図る。 9. 結果の表示 (1) マークシート式問題 各大学において、入学者受け入れ方針に応じたきめ細かい選抜に活用できるよう、大学のニーズも踏まえつつ、現行の大学入試センター試験よりも詳細な情報を大学に提供する。 提供する情報の内容については、以下の事項を含め、今後、プレテスト等の状況も踏まえつつ検討し、平成29年度中に結論を得る。 ・ 設問、領域、分野ごとの成績 ・ 全受検者の中での当該受検者の成績を表す段階別表示 (2) 記述式問題 設問ごとに設定した正答の条件(形式面・内容面)への適合性を判定し、その結果を段階別で表すことなどについて検討する。 結果の表示の仕方については、国語、数学の科目特性や試験問題の構成の在り方も踏まえ、プレテスト等を通して明確化する。 ※ 上記(1)(2)に関し、大学が指定した教科・科目については、全ての問の結果の活用を求める。 10. 実施期日等 ○ 共通テストの実施期日は、1月中旬の2日間とする。 ○ マークシート式問題と国語、数学の記述式問題は同一日程で、当該教科の試験時内に実施する。 ○ 成績提供時期については、現行の1月末から2月初旬頃の設定から、記述式問題のプレテスト等を踏まえ、1週間程度遅らせる方向で検討する。 11. その他 ○ 出題教科・科目の試験時間、実施期日・成績提供時期、実施上の配慮事項(試験場の割当て、障害等のある受検者に対する配慮、再試験・追試験の実施)、実施方法等に関する要項(時間割、検定料、成績の本人への通知等)の具体的な取扱いについては、プレテストの結果等を通して引き続き検討し、今後、実施大綱(平成31年度初頭目標)に策定・公表予定)のほか、適切な時期に順次公表する。 ○ なお、共通テストの検定料については、英語の資格・検定試験を活用することも
--	--

踏まえ、受検者の経済的負担に配慮して所要の検討を行う。
障害のある受検者に対しては、引き続き合理的な配慮を行う。

○ プレテストの実施内容と今後のスケジュールは別表2のとおり。
なお、プレテストを通じて共通テストにおける試験問題の検討を行い、その検討結果を公表する。

※ CBTの導入については、引き続きセンターにおいて、導入に向けた調査・検証を行う。平成29年度については、問題素案の集積方法の検討及び集積等を行う。
この成果も踏まえ、平成36年度以降の複数回実施の実現可能性を検討する。

別表1 出題教科・科目

教科等	出題科目	出題方法等	備考
国語	『国語』	『国語総合』の全ての内容を出題範囲とする。	『国語』の出題には記述式問題を含む(古文、漢文を除く)。
地理歴史	『世界史A』 『世界史B』 『日本史A』 『日本史B』 『地理A』 『地理B』	左記の6科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	
公民	『現代社会』 『倫理』 『政治・経済』 『倫理、政治・経済』	『現代社会』、『倫理』及び『政治・経済』はそれぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『倫理、政治・経済』は、『倫理』と『政治・経済』を総合した出題範囲とする。	
数学	『数学Ⅰ』 『数学Ⅰ・数学A』 『数学Ⅱ』 『数学Ⅱ・数学B』	『数学Ⅰ』、『数学Ⅱ』は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。 『数学Ⅰ・数学A』は、『数学Ⅰ』と『数学A』を総合した出題範囲とする。 ただし、『数学A』については、『場合の数と確率』『整数の性質』『図形の性質』の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。 『数学Ⅱ』 『数学Ⅱ・数学B』は、『数学Ⅱ』と『数学B』を総合した出題範囲とする。 ただし、『数学B』については、『数列』『ベクトル』『確率分布と統計的な推測』の3項目の内容のうち2項目以上を学習した者に対応した出題とし、問題を選択解答させる。	『数学Ⅰ』及び『数学Ⅰ・数学A』の出題には記述式問題を含む。『数学Ⅰ』・『数学Ⅱ』 『数学A』の記述式問題の出題範囲は、『数学Ⅰ』とする。
理科	『物理基礎』 『化学基礎』 『生物基礎』 『地学基礎』 『物理』 『化学』	左記の8科目は、それぞれの科目の全ての内容を出題範囲とする。	

[illegible]

「生物」 「地学」		『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』	『英語』は、『コミュニケーション英語Ⅰ』『コミュニケーション英語Ⅱ』及び『英語表現Ⅰ』を出題範囲とする。 『英語』以外の外国語科目は、英語リスニングを除く。)に準ずる。	『英語』はリスニングを含む。	
専門学科 に關する 科目	『簿記・会計』 『情報関係基礎』		『簿記・会計』は、『簿記及び財務会計Ⅰ』を総合した出題範囲とし、『財務会計Ⅰ』については、株式会社会の会計の基礎的事項を含め、『財務会計の基礎』を出題範囲とする。 『情報関係基礎』は、専門教育を主とする農業、工業、商業、水産、資源、看護、情報及び福祉の8教科に設定されている情報に關する基礎的科目を出題範囲とする。		

(注1)「」『内記載のものを1出題科目とする。

〔注2〕「」で記載されている科目は、高等学校学習指導要領上設定されている科目を表し、『』はそれ以外の科目を表す。

写 30文科高第187号 平成30年6月4日 各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各都道府県知事 高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第21条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 各国公立大学長（大学院大学を除く） 独立行政法人大学入試センター理事長 文部科学省高等教育局長 義本博司 (印刷印刷) 平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知） 標記の大綱について、国公私立大学関係者及び高等学校関係者等の審議を踏まえ、別紙のとおり定めましたので通知します。 また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び市内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。 【本件担当】 高教司 03-5252-4111（内線2469） FAX：03-5734-3392 E-mail：gakuyosi@mext.go.jp 平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱 （平成30年6月4日付け 30文科高第187号 文部科学省高等教育局長通知） 平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。 第1 実施の趣旨 大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とあり、大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの判断と、創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・意欲・適性等を、多面的・総合的に評価・判定することに資するために実施するものとする。 また、大学入試センター試験は、これを利用する各大学（以下「各大学」という。）が共同して実施する試験であることを十分に認識し、試験の実施に際しては、試験問題作成を担当する大学教員の派遣や実際の試験実施業務を担当すること等、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）との緊密な連絡体制のもと、各大学それぞれが責任を担って取り組むものとする。 第2 出題教科・科目等 大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表1のとおりとする。 第3 各大学における利用 1 各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の加盟する団体において協議されたところに於いて、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。 2 なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようになすこと並びに高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の1出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。 3 大学入試センター試験の成績については、過去3年前（平成29年度～平成31年度）のものまで、当該年度の大学入学者選抜に利用することを認める取扱いとする。 第4 利用に係る通知等 1 平成32年度大学入学者選抜から大学入試センター試験を新たな利用する大学や一部の学部（短期大学においては学科、以下同じ。）について、別表2の1の（1）又は（2）に該当する場合は、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等（以下「個別学力検査等」という。）の概要を、平成31年5月31日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。	- 1 -
---	---

(別表1)

出題教科・科目

1 出題教科・科目

教科	出題科目
国語	『国語』
地理歴史	『世界史A』、『世界史B』、『日本史A』、『日本史B』、『地理A』、『地理B』
公民	『現代社会』、『倫理』、『政治・経済』、『倫理・政治・経済』
数学	『数学Ⅰ』、『数学Ⅰ・数学A』、『数学Ⅱ』、『数学Ⅱ・数学B』、『簿記・会計』、『情報関係基礎』
理科	『物理基礎』、『化学基礎』、『生物基礎』、『物理』、『化学』、『生物』、『地学』
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1)「Ⅰ」「Ⅱ」内記載のものを1出題科目とする。

(注2)『Ⅰ』『Ⅱ』内記載のものは、二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を取り込んだ出題科目とする。

(注3) 外国語『英語』は、リスニングを含む。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	ターゲット	出題科目	試験時間
国語		『国語』	80分
地理歴史		『世界史A』、『世界史B』、『日本史A』、『日本史B』、『地理A』、『地理B』	1科目選択 2科目選択 60分 130分 (うち解答時間 120分)
公民		『現代社会』、『倫理』、『政治・経済』、『倫理・政治・経済』	
数学	①	『数学Ⅰ』、『数学Ⅰ・数学A』	60分
	②	『数学Ⅱ』、『数学Ⅱ・数学B』、『簿記・会計』、『情報関係基礎』	60分
理科	①	『物理基礎』、『化学基礎』、『生物基礎』、『地学基礎』	2科目選択 60分
	②	『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	1科目選択 2科目選択 60分 130分 (うち解答時間 120分)
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	【筆記】80分 …………… 【リスニング】 (『英語』のみ) 60分 (うち解答時間 30分)

(注1) 国語及び外国語（『英語』を除く。）は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民について

- 3 -

なお、平成32年度大学入試センター試験から利用を取り止める場合（一部の学部で利用を取り止める場合を含む。）においても、同日までに、その旨を任意の様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知するものとする。

2 上記1のほか、平成31年度大学入試センター試験を利用することとなっている大学について、別表2の2の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、別表2の2に記載の要件を満たした上で、平成32年度大学入試センター試験の出題期間初日の前日までに、別紙様式により文部科学省高等教育局長及び大学入試センター理事長に通知することにより、当該試験を利用することを可能とする。

3 既に大学入試センター試験を利用しており、大学や一部の学部の名称の変更を行った場合で、引き続き大学入試センター試験を利用する場合には、大学入試センターへ名称変更の報告を行うものとする。

4 各大学は、上記1～3の通知又は報告後、その内容について各大学におけるホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

1 大学入試センター試験の実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、平成32年度大学入試センター試験の実施期日は、平成32年1月18日（土）及び19日（日）とする。

2 各大学は、大学入試センターと協力して、地域ごとに各大学の入学者選抜の実施責任者による連絡会議を設け、大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、各大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

1 大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学者志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。

2 障害等のある入学者志願者に対しては、障害等の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験室の設置、ICT機器の活用等について適切な配慮を行うとともに、障害等のある入学者志願者の個々の困難の克服に応じた柔軟な対応に努めるものとする。

3 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追加試験は、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する事項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手帳、検定料、成績提供、試験等に関する事項を定め、平成31年7月31日までに発表するものとする。

- 2 -

(別表2)

平成32年度大学入学志願に係る大学入試センター試験（平成32年1月実施）を新たに利用しようとする場合に備えるべき要件及び通知の期限等

1 平成30年4月までに開設している大学や学部又は平成31年4月に新設する大学や学部の場合 ※具体的に、以下のような場合には、通知が必要。	【通知の期限】 平成31年5月31日までに通知すること。 (1) 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）を利用することとなる大学の場合 ① 平成30年4月までに開設している学部について、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）から新たに利用する場合 ② 平成31年4月に名称変更を行う学部について、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）から新たに利用する場合 ③ 平成31年4月に新設する学部について、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）から利用する場合 ※上記①～③に關し、当該学部に関する一部の学科（短期大学においては専攻課程、以下同じ。）について、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）から新たに利用する場合を含む。 (2) 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）を利用することとなっていない大学の場合	2 平成32年4月に新設する大学又は学部の場合 ※下記の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、【要件】の（7）～（エ）のすべてを満たす（設置認可申請）の場合は（ウ）を除く。）ものであることが必要。 ※下記の（1）～（3）に該当しない場合、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）を利用することはできず、最遅でも平成33年度大学入試センター試験（平成33年1月実施）からの利用となる。	【通知の期限】 平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）の出願開始日の前日までに通知すること。 (1) 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）を利用することとなっている大学が、平成32年4月に新設する学部について、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）から利用する場合（「設置認可」され又は「設置届出」を行っている場合に限る。）又は、平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）から新たに利用する場合を含む。 (2) 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）を利用することとなっている大学を廃止し、平成32年4月に大学を新設する場合で、平成32年度大学入試センター試験（平成32年1月実施）から利用する場合 (3) 平成31年度大学入試センター試験（平成31年1月実施）を利用することとなっている大学が、平成32年4月に他大学を併合して開設している学部や学部入試センター試験（平成32年1月実施）から利用する場合 【要件】 (7)：平成31年7月31日までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」の取組活動についての記載事項に当たって四を有していること。ただし、四の内容には大学入試センター試験の利用方法及び審査権限による保留等で大学入試センター試験の利用ができなかった場合の対応も含むこと。 (4)：第5により設置された自らの所属する連絡会議に対し、上記（1）～（3）のいずれかの事由によるセンター試験の利用を予定している旨を報告していること
---	---	--	--

- 4 -

- 5 -

[illegible]

(注1) この表における認可及び届出は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に定める認可及び届出をいう。

別紙様式

平成32年度大学入学選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について
(大学入試センター試験に新たに利用する大学及び利用する学部のお知らせ)

[illegible][illegible]

〔例1〕地歴（世B、日B、地理Bから1）、外（英、独、仏、中、韓から1）、面接（語入例）

〔例2〕理(物基及び化基又は物、化から1)、外(英)、小論文、実技検査

いて、リスニングの成績を利用しない場合は、備考欄にその旨記入すること。

② 成績の複数年度利用を行う場合は、備考欄にその利用方法について記入すること。

成績の複数年度利用を行う場合は、備考欄にその利用方法について記入すること。

$$\frac{1}{x-1}$$

Downloaded from <http://ajph.org/> on November 10, 2015

大学における産学連携機能の充実強化に関する検討会(議論のまとめ)

「イノベーションシステムにおける大学の研究成果の活用推進に資する技術移転機能等の最適化に向けて」(概要)

① 現状・課題

【大学に求められる役割】
○大学は、イノベーションシステムの軸幹として、研究力の向上と研究成果の社会還元の実現を図ることが求められている。

【研究成果の活用に係る現状と課題】
○イノベーション創出の上で、知財は必要不可欠な存在。
知財の主な活用方策は、共同研究、ライセンス、大学発ベンチャー創出。このうち共同研究は、「組織」対「組織」の本格的共同研究を通じてオープンイノベーションを推進。
○しかし、知財収入の観点からは、保有する研究資源に照らして、知財活用が不十分な大学が各地に存在。
(原因) 戦略面での知財戦略・技術移転マネジメントの不全
実施面での技術移転機関(TLO)等の活用の非効率
○大学の知財の産業技術への応用展開を担うTLOの中には、平成28年度に純損失を計上した機関が40%であるなど、**ライセンス活動が必ずしも活発ではないTLOが一部存在**。
他方で複数大学との取引により、安定的な収入を得ているTLOも存在。
※TLO: Technology Licensing Organization (技術移転機関)
全国に20機関存在(外部型)

② 取組の方向性

【大学】
知財戦略・技術移転マネジメントの推進、TLO等との効果的連携の推進
【TLO】
技術移転活動の水準向上
【政府】
TLOが存在する等地方における大学の技術移転活動を補完する機能の確保
我が国大学における知財活用の最大化

③ 具体的取組

○大学における戦略の徹底、組織・機能の強化等
(i) 効果的な知財戦略・技術移転マネジメントの推進
・経営資源としての単独特許の確保
・早期からのマーケティングによる事業化視点での技術移転活動
(ii) 関係機関との有機的連携の推進
・戦略(管理)業務と実施(営業)業務に応じた実施態勢
実施(営業)業務は外部機関の活用促進
ア. TLO活用促進
イ. 大学間連携(URAのクロスアポイントメント)
ウ. 大学等連携推進法人(仮称)の活用可能性
エ. 知財・研究・広域領域の限定
エ. 技術移転活動
エ. 研究成果の事前評価
エ. 展示会の実施
エ. 外部機関の活用

○大学とTLOとの連携の在り方
【大学側】
・TLOの活用の検討
・TLOとの緊密な関係の構築
(優れた知財の供給、資本参加)
【TLO側】
・TLOの趣旨は技術移転活動であることの再認識
・規模確保のため複数大学との連携促進
・連携する大学に対応した専門人材、機動力の充実
○イノベーションマネジメントハブ(仮称)の形成
・TLOの不存在等の地方においては、大学の技術移転活動を補完する技術移転の拠点(ハブ)を形成
・各地方のハブを更にネットワーク化し、国内外から高い注目度を有するセンター的拠点を形成
(コンタクトポイント一元化による産業界の利便性向上、外国からの投資の円滑化を推進)

【別紙 5】

大学入学共通テスト実施方針（追加分）

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞

 - ①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
 - ②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱うこととする。

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申） 【概説】 I. 2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換— 1. 2040 年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿 （2040 年に必要とされる人材） 2040 年を迎えるとき、どのような人材が、社会を支え、社会を牽引することが望まれるのかについては、社会の変化を前提として考える必要がある。これからの人材に必要とされる資質や能力については、これまで多くの提言が国内外でなされてきた。累次の中央教育審議会答申等において示されてきた社会の変化に対応するために獲得すべき能力は、いつの時代にも、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等が中核とされている。 予測不可能な時代の到来を見据えた場合、専攻分野についての専門性を有するだけでなく、思考力、判断力、傾聴力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持つ社会を改善していく資質を有する人材が多く誕生し、変化を受容し、レジリエンスを克服しつつ、更に新しい価値を創造しながら、様々な分野で多様性を持って活躍していることが必要である。文理横断的にこうした知識、スキル、能力を身に付けることこそが、社会における課題の発見とそれを解決するための学習の成果の社会実装を推進する基盤となる。 （我が国の世界における位置付けと高等教育への期待） 成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは「知識」とそれを集約し、組み合わせて生み出す新たな価値となる「新しい知」である。その基盤となるのが教育であり、特に高等教育は、我が国の社会や経済を支えることのみならず、世界を牽引する課題の解決に貢献するという使命を持っている。特に、我が国のような課題先進国の高等教育機関が世界問題解決に貢献することは重要であり、この貢献が各国との安定的な関係の構築にも資するという意識を持つことが必要である。 （高等教育が目指すべき姿） 2040 年に必要とされる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換することが期待される。 予測不可能な時代において、高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくため、学修者にとって	の「知の共通基盤」となるという視点に立ち、「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に多様な柔軟性を持った高等教育への転換を引き続き図っていく必要がある。 また、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムを構築していくためには、高等教育機関内のガバナンスも組織と教員を中心とするのではなく、学内外の資源を共有化し、連携を進め、学修者にとっての高等教育機関としての在り方に転換していく必要がある。 2. 2040 年頃の社会変化の方向 （SDGs が目指す社会） 国連が提唱する持続可能な開発のための目標（SDGs）は、「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」という考えの下、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを楽しむ社会を目指す。また、 （Society5.0. 第4次産業革命が目指す社会） 第4次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである Society5.0（超スマート社会）の実現に向けた取組が加速している。また、同時に、資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されている。 （人生 100 年時代を迎える社会） 健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、平成 19（2007）年に日本で生まれた子供は 107 歳まで生きる確率が 50%あると言われている。こうした人生 100 年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という 3 ステージの単線型の人生ではなく、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになり、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場がある社会となることが予想される。 （グローバル化が進んだ社会） 社会・経済・科学技術等の在り方が地球規模で連動する、広範で構造的な変容がグローバル化であり、人の国境的な移動が爆発的に拡大し、情報通信技術も劇的に進歩している。他方、グローバル化が進む時に、各国においては独自の社会の在り方、文化の在り方などの価値に着目するローカル化の動きも活発化することも想定される。また、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。
--	--

(地方創生が目指す社会) 地方創生が実現すべき社会は、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」である。都市に出生しなければ教育機関や働く場所がないということではなく、生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会の実現が期待される。 3. 2040 年を見据えた高等教育と社会との関係 (大学をはじめとした高等教育と社会との関係) 高等教育は、我が国のみならず世界が抱える課題に教育を通じて真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るといふ好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」から更に進んで「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことが重要である。その際、知識集約型社会への転換によって、知や情報が経済的な価値の源泉となることで、知の拠点である大学そのものが産業を支える基盤になることが期待される。そのためにも、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していくことが重要である。 (研究力の強化と社会との関係) 多様で卓越した新しい「知」は、未知のものへ挑戦する全ての学術研究の中で生み出され、イノベーションの創出や科学技術の発展に大きく資するものであり、学術研究の成果を社会的・経済的価値の創造に結び付け、社会からのニーズに応えていくことは高等教育の役割の一つである。 (産業界との協力・連携) 通年採用導入による、ポテンシャル採用からジョブ型採用への転換や、大学教育の質と学修成果を活用した採用活動の拡大などは、産業界が取り組んでいくべき課題である。経済・社会の発展をもたらす高等教育の在り方について、人材を育成する側と人材を活用する側で議論と理解を深めていく必要がある。その際、今後更に重要性の増すリカレント教育については、産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチングが必要不可欠である。 (地域との連携) 人口減少下において「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」を実現するためには、地方の産業における生産性の向上、高付加価値化のみならず、公共交通や教育機関、	医療機関の提供、労働力の確保等、地域全体の維持・発展が必要である。そのいずれにおいても、高等教育が果たす役割は重要であり、知的な蓄積のある教員の存在や人材の育成、教育研究成長を活用した産学連携等により、地域の教育・医療・インフラ・防災・産業等を支えている。 II. 教育研究体制ー多様性と柔軟性の確保ー AI 時代やグローバル時代を生き抜いていく能力を獲得するためには、画一的な、教育を提供する側が与える教育から脱却し、高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」＝「多様な価値観が集まるキャンパス」になることが必要である。なお、高等教育機関には「多様性」と「柔軟性」が求められるとともに、高等教育機関で学ぶ学生や、教育研究を行う教員は、組織に縛られることなく、その「流動性」を確保していくことが重要である。 1. 多様な学生 今後、高等教育機関は、18 歳で入学する日本人を主な対象として想定するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進める必要がある。 (リカレント教育) 高等教育機関でのリカレント教育が今以上に充実・拡大するためには、産業界、地方公共団体等と緊密に連携した実践的・専門的なリカレント・プログラムの開発や、実践的な教育を行う人材の育成プログラムの開発・実施などが必要である。産業界、地方公共団体をはじめとする関係者が高等教育機関での学びを積極的に支援するとともに、採用時や処遇に際して学修の成果を適正に評価することが求められる。そのためには、新卒一括採用や流動性の低さ等の雇用慣行にも変化が求められる。 (留学生交流の推進等) 多様な価値観や風文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現のためには、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学ぶことのできる教育プログラムを提供していくことが重要である。加えて、優秀な留学生の、学部段階での受入れや多様な国・地域からの受入れを推進すること求められる。そのために、各高等教育機関は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、より優秀な留学生を引き付けることができる教育を、他機関との連携も含めて提供していくことが必要である。
--	--

(高等教育機関の国際展開) 我が国の高等教育機関の教育研究力の向上や国際通用性を強化し、海外からのアクセスを向上させることで、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすことが必要である。制度面での対応や情報提供を通じて、アジア各国を中心とした日本の高等教育へのニーズが高し、国に対して、我が国の大学の海外校の設置、海外協定校との連携などを通じた国際展開を進めていく必要がある。 2. 多様な教員 今後、学部・研究科等の組織の枠を越えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性、外国籍など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある。教員の採用については、教員組織全体を踏まえた教員の多様性を採用時に確保するとともに、採用後もその能力を更に伸ばし業績を重ねていくために、必要な研修や業績評価、教育研究活動を行うことができる環境の整備が行われていく必要がある。	大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。 4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等 今後、高等教育機関の中に「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、大学内や大学を越えて人材や資源を集集する必要がある、それを支えるガバナンスが重要である。 各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、大学等の連携・統合を目標に進めることができる仕組みについて検討することが必要である。 また、多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点に加え、高等教育機関は、客観的・複眼的な外部からの意見を反映すること、運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たしていくことが考えられる。そのために、これからは学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる。
3. 多様で柔軟な教育プログラム (初等中等教育との接続) 新学習指導要領の実施など初等中等教育段階の変化も踏まえ、高等学校教育で育成を目指す資質・能力を前提に、アドミSSIONやその他の高等教育にどう生かしていくかという高大接続の観点と、入学段階からいかに学生の能力を伸ばすかという観点で高等教育における「学び」を再構築することが重要である。 (文理横断、学修の幅を広げる教育) 分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。特に、専門教育については、専門知の組合せの幅が大幅に開くことを踏まえ、主専攻・副専攻の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。 (多様で柔軟な教育プログラム) 各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの	5. 大学の多様な「強み」の強化 「将来像登申」で提示した機能別分化の考え方は、大学の多様性を踏まえたものであり、これからも維持していくべきものと考ええる。一方で、各大学においては、「将来像登申」以降の社会全体の急速な変化や18歳人口の減少を踏まえるとともに、将来の更なる変化を見据え、大学が選択する機能と、その比重の置き方について改めて見直すことにより、自らの強みや特色を意識した上で、将来の発展の方向性を考えていくことが重要である。その際、大学として「強み」や「特色」を明確にした上で、それらを伸ばしていくために、大学間の連携・統合を進めていくことも一つの方策である。 III. 教育の質の保証と情報公表ー「学び」の質保証の再構築ー 知識経済型社会の進展と、質の高い高等教育での人材育成を進める各国の状況等を踏まえると、できるだけ多くの人材が高等教育機関において社会のニーズも踏まえた質の高い教育を受け、自らの能力を高めることは重要であり、今後、高等教育機関は、入学時から修了時までの学修者の「伸び」更に卒業後の成長をも意識した質の向上を図っていく必要がある。 (我が国における質保証の取組状況) 大学教育の質の保証については、多くの積極的な改善の努力が進められているが、改善に真摯に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかとという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言えない。諸外国においても、大

進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、各大学において公費を投入するに値する質的教育を行っているのか、説明責任が求められるようになっていく。 （保証すべき教育の質） どのような大学が学修者の観点から見た質の高い大学であるかについては、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているのか、学んでいく学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様な魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。 （大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」） 大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学・マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学・マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。 また、各大学が積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要である。教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることも覚悟しなければならぬ。 産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。その際には、学修成果の出身について、高等教育機関と産業界が共通理解を持って進めていく必要がある。 （国が行う「質保証システム」の改善） 2040 年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、現在の設置基準を時代に応じたものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進捗を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、技術的に見直す必要がある。	なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、今後、専門的な審議を踏まえで行うべきである。 これらの方向性を踏まえつつ、設置基準の解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた懸念に対応などについて質保証のための必要を見直しを行い、速やかな対応を行うことが必要である。 IV. 18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置一あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模 （学士課程への進学者数の増加） 高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口は平成 4（1992）年の約 206 万人をピークに減少を続け、平成 21（2009）年頃からは約 120 万人前後で推移しており、現在は約 118 万人にまで減少している。一方で、この間に大学進学者はほぼ右肩上りに上昇し、平成 4（1992）年には 26.4%であったものが現在は 52.6%となっており、これに伴い、大学進学者も平成 4（1992）年の約 54 万人から現在は約 63 万人にまで増加している。 （高等教育機関の進学者数の推計） 本審議会においては、新たに 2040 年の高等教育機関への進学率を推計した。この推計によれば、高等教育機関への進学者数は 2040 年には約 74 万人となり、平成 29（2017）年と比較すると約 23 万人減少することとなる。そのうち、大学進学者数は約 51 万人となり、平成 29（2017）年と比較すると約 12 万人減少する。高等教育機関としても、大学としても現在の約 80%の規模となる。今まで増え続けてきた高等教育機関への進学者数が、平成 29（2017）年度をピークとし、これからは減少局面に入る計算となる。 （進学者数の規模を踏まえた高等教育機関全体の規模） 「将来推定」では、「高等教育計画の策定と各種規制の時代」から、「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。2040 年を見据えた高等教育の規模を考える際も、その方向性は変わらない。 各高等教育機関は、「18 歳中心主義」を維持したままでは現在の規模を確保することができないうことを認識した上で、いかに学生の可能性を伸ばすことができるかという教育改革を進め、その観点からの規模の適正化について検討する必要がある。他方、人生 100 年時代やグローバル化を踏まえて、高等教育を受ける学生の多様性を考えた際、これまで以上
---	--

に社会人や留学生を積極的に受け入れていくことが必要であり、その観点においては、社会人や留学生の規模が拡大することが期待される。 (大学院の規模) 今後、我が国に求められる社会を牽引する高度な人材の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まるとは明らかなことであり、諸外国と比べて遅色ない水準で2040年の社会を牽引する高度人材が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある。現状では、諸外国と比較すると、我が国の修士、博士学位取得者の割合は2分の1から3分の1程度と低い水準にある。 まずは早急に、大学院教育の体質の改革とも言えるような取組を進めていくことで、大学院が2040年の社会で求められる需要に質的にも量的にも応えられる好循環を生み出していくべきである。 2. 国公私への役割 (国立大学の役割) 新しい役割の再整理として、例えば、 ・世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割 ・イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割 ・Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割 ・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため有給が必要など学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割 などが考えられる。 18歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなどSociety5.0の実現を踏まえた人材育成を含め、役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。 このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。 (公立大学の役割) 公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある。	(私立大学の役割) 私立大学は、多様性の富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生/教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その堅実基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進める必要がある。 (国公私全体での取組の重要性) 国公私それぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。 3. 地域における高等教育 (国が提示する将来像と地域で描く将来像) 今後、産業形態が一極集中型から遠隔分散型へと転換する想定の中では、地方における高い能力を持った人材の育成に期待がかかっている。高等教育の将来像を国が示すだけではなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像となる地域の高等教育のグランドデザインが議論されるべき時代を迎えていると考えられる。そのために、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。 「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築する際には、地域の高等教育機関を中心として、地方公共団体、産業界等が積極的に関わり、その果たせる役割も含め、当該地域の高等教育のグランドデザインを提示していくことも重要である。 地域における高等教育のグランドデザインを描く際は、各地域の立地条件や産業状況、歴史的背景など特有の事情を考慮する必要がある。国が直接関与するよりは、地域が「地域連携プラットフォーム（仮称）」を活用しつつ、検討を進めていくことが適当である。一方で、議論の前提としての各種データの体系的な収集・整備、「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築への支援、連携、統合の仕組みの制度的整備などは国が担うべき役割である。
--	--

V. 各高等教育機関の役割等―多様な機関による多様な教育の提供― 1. 各学校種における特有の検討課題 学校種ごとに、制度目的、修業年限、学位を授与する機関であるかなど、教育内容として学術を重視しているか、職業ないし実習生活を重視しているかなどに違いがあり、多様な高等教育機関を形成している。 (専門職大学・専門職短期大学) 専門職大学、専門職短期大学は、理論にも裏付けられた高度な実習力を涵みとして専門業務を牽引でき、かつ、変化に対応し新たな価値を創造できる人材を育成するため、産業界と密接に連携して教育を行う新たな高等教育機関として期待されている。 (短期大学) 短期大学は、今後は、短期であることや地域でのアクセシビリティの強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じて地域貢献などの役割も期待されることとあり、地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要である。 また、2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。 (高等専門学校) 高等専門学校は、今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化、大学との連携など高等教育の高度化、日本型高等専門学校制度の海外展開と一体的に我が国の高等教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要である。 (専門学校) 専門学校では、平成28(2014)年度から、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」の認定制度が開始され、当該課程では、学校関係者(師匠や、情報公表等)が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受け入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。 2. 大学院における特有の検討課題 高等教育の中でもとりわけ大学院は知識集約型社会における知の生産、価値創造を主導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である。一方で、現状においては、各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて教育研究を展開しているとは必ずしも言えないという指摘がある。	こうした現状を改善し、2040年に向けた高等教育の課題と方向性に照らした転換を図るためには、人材養成目的を明確に意識し、「卒業認定・学位授与の方針」から順次「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を明確に設定すること、三つの方針に照らして、コースワークと研究指導を適切に組み合わせて行うことが前提として必要となる。 VI. 高等教育を支える投資―コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充― 高等教育は国力の源であり、必要な公的支援を確保しつつ、民間からの投資と社会からの高等教育の支援、個人負担等の高等教育への投資活動を強化していくことが求められる。民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方については、教育投資に対しての投資効果をどう得たかという観点から再整理をしていく必要がある。 あわせて、各高等教育機関が生み出す経済効果や便益と、各高等教育機関にかかるコストを明確にすることが重要である。今後は、国公私立・大学別のコストを明らかにし、各高等教育機関がどれだけの教育コストをかけて学生に対する教育をしているのかを、学生と社会に対して情報公表していく必要がある。加えて、高等教育全体の社会的・経済的効果を社会に示すような試みを行っていくことも検討すべきである。 2040年を見据えた高等教育への公的支援の在り方については財政の在り方を含めて社会全体で検討し、将来世代への投資として、必要な公的支援を確保していく必要がある。 高等教育機関の財源を安定的に確保していくためには、国は寄附文化を醸成しつつ、大学も公的な支援だけに依存することなく、主体的な努力により、寄附等の支援を積極的に得るとともに、民間からの投資も意欲的に確保し、財源を多様化することが重要である。「知」を高度に集積する高等教育が投資を呼び込み、同時に資産マネジメントに関わる取組を速やかに進めていくことができるように、新しい資金循環メカニズムが構築されることが期待される。 広く公的・私的セクターが高等教育機関を支えることを、精神感を持って受け入れてもらうためには、まずは、高等教育機関が、現在の社会を支え、未来の社会に貢献していくとともに、時代に合わせた取組の重点化、効果の最大化を実施していくことが今まで以上に求められる。 高等教育における教育や研究への投資の在り方や、限られた財源の中で、公的な支援、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方について、国のありべき姿の一環として引き続き、議論をしていく必要がある。 12
---	--

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針	
（目次）	
I 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針	1
1. 総論	
2. 対象者・対象範囲等	
3. 財源	
4. 就学前の障害児の発達支援	
5. 実施時期	
6. その他	
II 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針	8
1. 総論	
2. 対象者・対象範囲等	
3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要	
4. 支援対象者の要件（個人要件）等	
5. 大学等の要件（機関要件）	
6. 財源	
7. その他	
8. 実施時期	

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

〔平成 30 年 12 月 28 日
関係閣僚合意〕

1 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針 1. 総論 ○ 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。 ○ 少子高齢化という困難に正面から取り組むため、来年 10 月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保険制度へと大きく転換する。 20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることが、重要な少子化対策の 1 つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。 ○ このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速する。現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号、以下「支援法」という。）の改正法案を次期通常国会に提出し、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。 ○ また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。 2. 対象者・対象範囲等 「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、① 3 歳から 5 歳までの全ての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とするとしており、具体的には、以下のとおり整理される。 (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等（無償化の対象） ○ これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、 2 幼児教育の無償化に向けた制度設計 ○ 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。 食材料費の取扱いについては、これまで基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。 具体的には、幼稚園・保育所等の 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費については、主食費²、副食費とともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等³については、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収 360 万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。 なお、保育所等の 0 歳から 2 歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。 ○ 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。 (無償化の開始年齢) ○ 今般の 3 歳から 5 歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の 3 年間の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で	2 幼児教育の無償化に向けた制度設計 ○ 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。 食材料費の取扱いについては、これまで基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。 具体的には、幼稚園・保育所等の 3 歳から 5 歳までの子供たちの食材料費については、主食費²、副食費とともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等³については、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収 360 万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。 なお、保育所等の 0 歳から 2 歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。 ○ 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。 (無償化の開始年齢) ○ 今般の 3 歳から 5 歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の 3 年間の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で
---	--

ある。

ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の幼稚園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を鑑み、満3歳になった日から無償化の対象とする。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

(2) 幼稚園の預かり保育

(無償化の対象)

○ 幼稚園の預かり保育（以下「預かり保育」という。）*を利用する子供たちについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額 3.7 万円）との差額である上限月額 1.13 万円*までの範囲で預かり保育の利用料を無償化する。

なお、無償化の対象となる預かり保育の利用料は、実際の利用量に応じて計算する¹⁰。

○ 保育の必要性の認定については、支援法第 20 条第 1 項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を支援法上に設け¹¹、いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

(質の確保)

○ 質の確保の観点から、預かり保育については、支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合も、同様の基準を満たすよう幼稚園の所轄庁等が指導・監督する。

(3) 認可外保育施設等

(無償化の対象)

○ 待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された2歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化する。

○ 認可外保育施設¹²のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポー

⁷ 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

⁸ 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

⁹ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある者は、上限月額2,577万円と上限月額4,272万円との差額である上限月額1,637万円。

¹⁰ 具体的には、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額1,13万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方の額を支給額とする仕組みとする。なお、支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）についても同様。

¹¹ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちについては、3号認定と同等の内容の無償化給付のための保育の必要性認定を支援法上に設ける。

¹² 国公立の場合は設置者。

¹³ 認可外保育施設とは、一般的に認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

ト・センター事業¹⁴を対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象とする。

なお、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合について、無償化の対象とする。その場合、認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額 1.13 万円*から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額¹⁵とする。

○ 0歳から2歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 4.2 万円）までの利用料を無償化する。

○ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の種類や基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(質の確保)

○ 今般の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要である。したがって、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む、以下この節において同じ。）の指導監督の充実を図る。具体的には、以下の取組を行う。

- ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
- ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
- ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設

○ 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への開庁等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。

○ 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。

○ 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。

○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けては、後述の地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場（「6. その他」参照）での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討する。

○ 支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の

¹⁴ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業、同条第13項に規定する病児保育事業及び同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。

¹⁵ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後最初の3月31日までにいる者は月額1,637万円。

¹⁶ 預かり保育を利用しない場合、認可外保育施設等の無償化の上限額は1,13万円。

見直し検討規定を置く。 3. 財源 (1) 負担割合 ○ 今般の幼児教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019 年 10 月に予定される消費税率 10％への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保険関係費 10％への引き上げによる財源とした、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。 (現行制度があるもの) ○ 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、公立施設は市町村等 10/10 とする。 新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 とする¹⁷。 (現行制度のないもの) ○ 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 とする。 (2) 財政措置等 (初年度に要する経費) ○ 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税 10％への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が 2019 年度（初年度）は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。 (事務費・システム改修費) ○ 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（2019 年度）及び 2 年目（2020 年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023 年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。 システム改修経費については、平成 30 年度予算（192 億円）及び平成 31 年度予算（62 億円）を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配	分となるよう努める。 (地方財政計画及び地方交付税の対応) ○ 今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基礎財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基礎財政収入額に算入する。 4. 就学前の障害児の発達支援 ○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁸。具体的には、満 3 歳になった後最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間の対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。 また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。 5. 実施時期 今般の無償化の実施時期については、2019 年 10 月 1 日とする。 6. その他 (幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場の設置) ○ 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCA サイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。 ○ また、今般の無償化の円滑な施行に向け、引き続き、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行う。 (支払方法) ○ 新制度の対象施設については、現物給付を原則とする。 新制度の対象とならない幼稚園については、現行の最園奨助費の事務も踏まえ、償還払いと現物給付を市町村が実情に応じて判断できるようにする。ただし、利用者の利用態様も鑑み、現物給付の選択に資するよう、取組を支援する。 幼稚園の預かり保育については、実際の利用量に応じた支給額の計算となるため償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能とする。 ¹⁹ 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周辺費用やシステム改修費について全額国費で負担する。 ²⁰ 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基幹該当児童発達支援事業所及び共生型の特別により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。 ²¹ 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上図額あり）。
--	--

¹⁷ 地域型保育給付は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。
¹⁸ 国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）公立施設は、設置者 10/10 とする。

とする。 認可外保育施設等については、複数サービス利用の可能性もあることから、一括して清算できる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じた現物給付とすることを可能とする。 なお、幼稚園利用者については、在籍園を経由して、預かり保育と認可外保育施設等に係る市町村への請求を行うこととする。 (幼児教育の無償化に伴う取組) ○ 地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。 ○ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を囿うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。	II 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針 1. 総論 ○ 高等教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。 (高等教育の無償化の趣旨等) ○ 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセシビリティの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。 最終学歴によって平均賃金に差があり、また、低所得の家庭の子供たちは大学への進学率が低いという実態がある。 こうしたことを踏まえ、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免(以下「授業料等減免」という。)と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。 ○ これらの措置を実現するための法律案(「大学等における修学料等減免を制度化する案(仮称)I」)を次期通常国会に提出し、大学等における授業料等減免を制度化するとともに、現在、独立行政法人日本学生支援機構により行われている給付型奨学金を大幅に拡充する等の措置を講ずる。 2. 対象者・対象範囲等 「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、具体的には、以下のとおりとする。 ○ 対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(専門学校)とする²²。 ○ 対象となる学生は、住民税非課税世帯の学生とし、全体として支援の量・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生についても、住民税非課税世帯の学生に対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯²³については住民税非課税世帯の学生に対する授業料等減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯²⁴については3分の1の額の支援を行い、支援額の段差をなだらかにする。 22 大学の学部、短期大学の学科・認定専攻科、高等専門学校学科(4年生・5年生)・認定専攻科の学生、専修学校の専門課程の生徒を対象とする。 23 市町村民税の課税標準額×6%から調整控除及び調整額を差し引いた額の世帯(学生本人を含む。)の合計が25,600円未満となる世帯。年収300万円は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。 24 注釈23の計算額が51,300円未満となる世帯。年収380万円は、上記世帯の場合の目安。 8
---	--

3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要 (1) 授業料等減免 ○ 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料及び入学金の減免を実施し、減免に要する費用について公費から支出する。 ①国公立の上限額 (授業料) 大学約 54 万円 短期大学約 39 万円 高等専門学校約 23 万円 専門学校約 17 万円 (入学金) 大学約 28 万円 短期大学約 17 万円 高等専門学校約 8 万円 専門学校約 7 万円 ②私立の上限額 (授業料) 大学約 70 万円 短期大学約 62 万円 高等専門学校約 70 万円 専門学校約 59 万円 (入学金) 大学約 26 万円 短期大学約 25 万円 高等専門学校約 13 万円 専門学校約 16 万円 (上限額の考え方) ○ 国公立大学等は、入学金・授業料ともに、省令²⁵⁾で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免する。 ○ 私立大学等は、入学金については、私立の入学金の平均額までを減免し、授業料については、国立大学の標準額に、各学校の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免する。 (2) 給付型奨学金 ○ 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給する。具体的な制度設計については、現行の給付型奨学金の枠組みを基礎として、下記のとおりとする。 (給付額の考え方) ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置を講じる²⁶⁾。 具体的には、国公立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生は年額約 35 万円、自宅外生は年額約 80 万円とし、私立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生には約 46 万円、自宅外生は年額約 91 万円²⁷⁾とする。 ²⁵⁾ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成 16 年文部科学省令第 16 号)等 ²⁶⁾ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に即し、学生が学業に専念するため、学生生活を送るに必要な学生生活費を賄えるよう措置し、あわせて、大学等の受給料を措置する。 ²⁷⁾ 私立学校生については、授業料以外の学校納付金の一部を加味している。 ²⁸⁾ 高等専門学校については、学生生活費の実態に応じて、大学生の 5割～7割の程度の額を措置する。	4. 支援対象者の要件(個人要件)等 (学業・人物に係る要件) ○ 今般の高等教育の無償化の目的は、支援を受けた学生が大学等であつて、進学前の明確な進路で、社会で自立し、活躍できるようなことであることから、進学前の明確な進路意識と強い学業の意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。 ○ 高等学校在学中の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認する。 ○ 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。 i 退学・停学処分を受けた場合 ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合 iii 修得単位数が標準の5割以下の場合 iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合 ・ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。 i 修得単位数が標準の6割以下の場合 ii GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合 (制約すべきものを得ない事情がある場合の特例措置を検討) iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合 (その他) ○ 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。 ・ 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者等であること。 ・ 高等学校等を卒業し、又は高等学校卒業程度認定試験に合格してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であつて、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。 ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと(申告による。) ○ 在学中の学生については、直近の住民税の課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により支度が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。 ²⁹⁾ 家計支援者が2人の場合 2000 万円、1人の場合 1550 万円。 10
--	---

5. 大学等の要件（機関要件）

- 大学等での勉強が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにするという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追求と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

① 実務経験のある教員による産業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式や多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。

② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

③ 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

④ 法令に即り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に数済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・法人の貸借対照表の「運用資産^{30）}－外債負債^{31）}」が直近の決算でマイナス
- ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額^{32）}」が直近3カ年の決算で連続マイナス
- ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合

なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考に設定する。

^{30）} 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第7号様式における、固定資産のうちの特定資産及び有価証券、流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計。

^{31）} 外債負債：外債から返済が求められる負債。学校法人会計基準第35条第7号様式における、固定負債のうちの長期借入金、学校債及び借入金、流動負債のうちの短期借入金、1年以内償還予定定期借入金、手形債務及び未払金の合計。

^{32）} 経常収支差額：資産の売却など臨時的非営業となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準第23条第5号様式における（教育活動収入計＋教育活動支出計－教育活動外収入計＋教育活動外支出計）。

6. 財源

（負担割合）

- 今般の高等教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保険関係費として内府に予算計上し、文部科学省において執行する。また、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。

○ 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）については、国が全額を負担し、日本学生支援機構が学生に直接支給する。

○ 授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）については、以下のおとりとする。

- ・ 国公立大学等は、設置者である国又は地方公共団体が全額負担し、各学校に交付する。
- ・ 私立大学・短期大学・高等専門学校は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付する。
- ・ 私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付する。

（事務費等）

- 国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置するものとする。

（参考）

設置者の区分・学校の種類	授業料等減免に係る費用の負担者・割合	機関要件の確認者
国立 大学・短大・高等専門学校	国（設置者） 全額	国（設置者）
私立 大学・短大・高等専門学校	国（所轄庁） 全額	国（所轄庁）
公立 大学・短大・高等専門学校	都道府県・市町村（設置者） 全額	都道府県・市町村（設置者）
私立 専門学校	国及び都道府県（所轄庁） 国1/2、都道府県1/2（所轄庁）	都道府県（所轄庁）

（地方財政計画及び地方交付税の対応）

- 今般の高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

11

12

³⁰ 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第7号様式における、固定資産のうちの特定資産及び有価証券、流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計。
³¹ 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準第35条第7号様式における、固定負債のうちの長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうちの短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計。
³² 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準第35条第5号様式における（教育活動収入計－教育活動外収入計）－（教育活動支出計－教育活動外支出計）。

7. その他

- 不正により支援を受けたときは、その額の全部又は一部を徴収するほか、その額に上乗せした額を徴収することができるものとする。
- 他の学生とのバランスの観点から、無償化の対象となる学生については、第一種奨学金（無利子）の併給を調整する。

8. 実施時期

- 今般の高等教育の無償化の実施時期については、2020年4月1日とし、2020年度の在学学生（実施の際、既に入学している学生も含む。）から対象とする。なお、法施行に必要な準備行為については、公布の日から実施する。

高等教育・研究改革イニシアティブ（柴山イニシアティブ）
 ～高等教育機関における教育・研究改革の一体的推進～
 2019年2月1日

<基本的な考え方>
 今後、より一層少子高齢化やグローバル化が進展する社会において、Society5.0に向けた人材育成やイノベーション創出の基盤となる大学改革は急務。

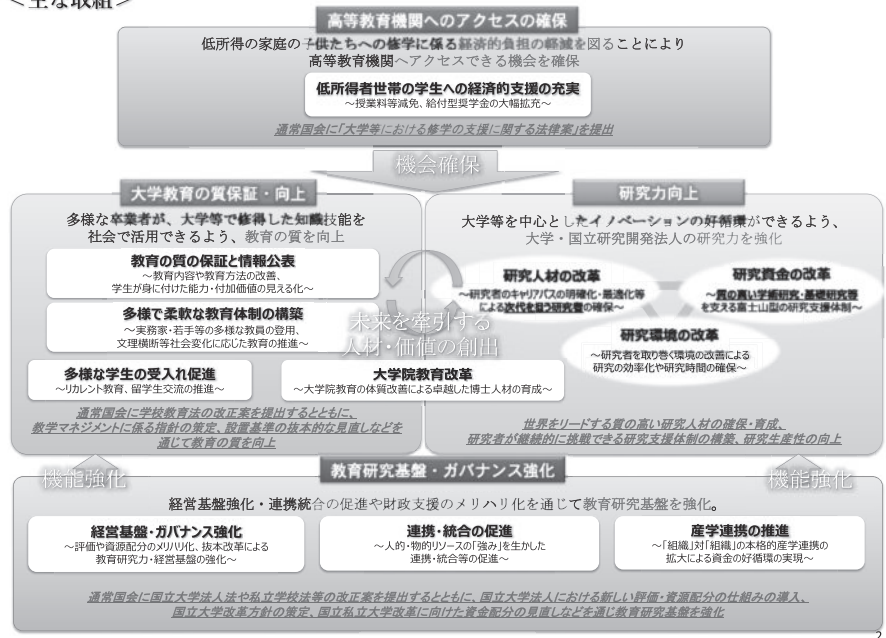
国の責任において、意欲ある若者の高等教育機関への進学機会を確保するとともに、高等教育・研究機関の取組・成果に応じた**手厚い支援**と**厳格な評価**を徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス」改革を加速化。

‘世界を牽引するトップ大学群’と‘地域や専門分野をリードする大学群’を形成するとともに、‘最前線で活躍する研究者’‘次代を担う学生’の活躍を促進。

<改革の方向性>

	手厚い支援	厳格な評価
高等教育機関へのアクセスの確保	真に支援が必要な低所得世帯の者に対して、①授業料・入学金の減免②給付型奨学金の支給を合わせて措置	- 対象を学問探究と実践的教育のバランスがとれている高等教育機関に限定 - 進学後の学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない学生は支援を打ち切り
大学教育の質保証・向上	- 教育の質保証・情報公表のための仕組みを構築 - 実務家教員の登用促進等、教育体制の多様化・柔軟化	- 大学評価において学生の伸びの確認を徹底 - 教育の質を保証できない大学は撤退
研究力向上	- 研究人材改革（優秀な若手研究者へのポスト重点化等） - 研究資金改革（若手研究者への重点支援等） - 研究環境改革（設備等共用と研究支援体制強化）	- 厳格な業績評価の実施 - 競争的研究費の審査の透明性向上、制度の評価・検証の徹底
教育研究基盤・ガバナンス強化	- 改革に意欲のある大学等への重点支援 - ガバナンス改革、連携・統合を進める仕組み構築 - 産学連携（外部資金獲得）の推進	- 改革の進捗や成果に応じた評価・資源配分のメリハリ付け・徹底 - 単独で改革が行えない大学は再編・統合・撤退

<主な取組>



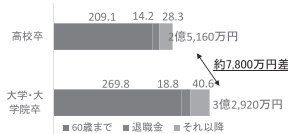
高等教育機関へのアクセスの確保

1. 現状・課題

- ✓ 最終学歴によって平均賃金に差がある。
- ✓ 低所得の家庭の子供たちは高等教育機関への進学率が低い。

→ 低所得世帯の者に対して、質の高い高等教育機関への修学に係る経済的負担の軽減が必要。

<学歴別の生涯賃金差>



<低所得世帯の進学状況>

住民税非課税世帯の者の高等教育機関(大学、短大、高专、専門学校)への進学率は約40%と推計。(金世帯では約80%)
※住民税非課税世帯の学生の日本学生支援機構の奨学金の利用状況から推計。

2. 今後の方向性

- 進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況を見極めた上で、家庭の経済状況にかかわらず大学や専門学校等へ進学できるチャンスを確保

3. 具体的方策

- 通常国会に「大学等における修学の支援に関する法律案」を提出
 - ・【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 - ・【支援内容】①授業料等減免 ②給付型奨学金の支給 を合わせて措置
 - ・【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 - ・【実施時期】2020年4月(2020年度の在学学生(既に入学者を含む。))から対象
 - ・【支援対象に係る要件】

(学生の学業に関する要件)

- ・高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
- ・大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切り。

(対象機関の要件)

- ・実務経験のある教員による授業科目を標準単位数の1割以上配置
- ・外部人材の理事への複数任命
- ・厳格な成績管理の実施・公表
- ・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に課題のある大学等でないこと

高等教育機関への低所得者世帯の者の進学率を引き上げ

3

大学教育の質保証・向上

1. 現状・課題

- ✓ 予測不可能な時代において、変化に合わせて社会を積極的に支え、改善していく人材の育成が急務。
- ✓ 学修者本位の教育へ転換し、学修成果の見え方が必要。
- ✓ 多様な学生や学修ニーズに対応するため、「18歳中心主義」や「自前主義」から脱却し、多様な教育研究を展開することが必要。

2. 今後の方向性

- 多様な卒業生が大学等で修得した知識技能を社会で活用できるようにするため、教育の質保証・情報公表を促進するとともに、多様で柔軟な教育体制を構築

3. 具体的方策

➢ 教育の質保証と情報公表の促進

・教学マネジメントの確立

- ⇒ 教学マネジメントに関する指針の作成
(カリキュラム編成の高度化、シラバスの標準的記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、教職員の資質の向上(FD、SDの高度化)等)

・質保証システムの確立

- ⇒ 大学設置基準の抜本的見直し
- ⇒ 認証評価の見直し
(認証評価において大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け)

・学修成果の可視化と情報公表

- ⇒ 学修成果の可視化・情報公表に関する関係法令改正等の実施
(学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況、学修時間、学生の成長実感・満足度、シラバスの内容の公表等)

➢ 多様な学生の受け入れ促進

・リカレント教育の更なる推進

- ⇒ 社会人向けプログラムの新規開発・拡充を進めるとともに、社会人学習者への支援を強化
(履修証明制度の見直し、単位累積加算制度の利用促進、社会人向け短期プログラムの開発促進、大学や専修学校における産学連携プログラムの開発促進実務型オンライン講座の拡充、実務家教員養成システムの構築等)

・留学生交流の推進

- ⇒ 優秀な外国人留学生獲得促進(日本留学海外拠点の構築等)
- ⇒ 高度外国人材としての留学生の国内定着促進(就職促進のプログラムの成果の横展開等)

学生がしっかりと「学べる」大学

成長が「見える」大学

➢ 多様で柔軟な教育体制の構築

・実務家、若手、女性、外国籍等の様々な人材の教員への登用促進

- ⇒ 実務家教員養成プログラムの開発・実施

・文理横断等社会変化に応じた教育の推進

- ⇒ 教理・データサイエンス教育の全学部学生への展開
- ⇒ 多分野とA1などの分野横断的な教育が機動的に実施されるよう、「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」の制度化
- ⇒ 関係省庁との連携のもと大学等の教理・データサイエンスに係る教育プログラムを認定する制度に向けた検討

➢ 大学院教育改革

・大学院教育の体質改善による卓越した博士人材の育成

- ⇒ 関係省令の改正
(三つの方針※の策定・公表の義務化、ブレFDの実施・情報提供の義務義務化等)
- ⇒ 社会に受け入れられる高度な「知のプロフェッショナル」育成に向けた博士課程教育の体質改善、修了者の活躍状況の把握・可視化
※「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」。(「入学者受入れの方針」のみ平成23年に義務化。)

・博士課程学生のキャリアパスの確保・経済的支援

- ⇒ 大学院における教育・研究の質の向上
- ⇒ 社会のニーズに応えるキャリア形成の促進
- ⇒ 授業料減免や奨学金の業績優秀者返還免除制度、日本学術振興会における特別研究員制度などを実施するとともに、産業界等とも連携した人材育成を強化

学生がしっかりと「学べる」、成長が「見える」、得た力を社会で「生かせる」大学へ

4

✓ 我が国の研究力の現状は、諸外国と比べ相対的に低下

- | 国・地域別論文数、被引用回数(Top100国別言語論文) | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-----------------|--------|-------|--------|-------|
| PR出版年:2004-2015 | | | | | PR出版年:2015-2023 | | | | |
| 国・地域 | 論文数 | 被引用回数 | 論文数 | 被引用回数 | 国・地域 | 論文数 | 被引用回数 | 論文数 | 被引用回数 |
| 米国 | 論文数 | 被引用回数 | 米国 | 被引用回数 | 米国 | 論文数 | 被引用回数 | 米国 | 被引用回数 |
| 米国 | 1,212 | 9.2 | 1,212 | 9.2 | 米国 | 2,610 | 14.0 | 2,610 | 14.0 |
| 中国 | 87,862 | 6.0 | 2 | 2 | 中国 | 24,920 | 7.2 | 24,920 | 7.2 |
| 日本 | 52,112 | 9.2 | 2 | 2 | 日本 | 19,410 | 10.2 | 19,410 | 10.2 |
| 中国 | 55,619 | 6.1 | 4 | 4 | 中国 | 21,610 | 7.2 | 21,610 | 7.2 |
| 韓国 | 4,619 | 6.1 | 4 | 4 | 韓国 | 10,610 | 7.2 | 10,610 | 7.2 |
| フランス | 27,392 | 6.4 | 9 | 9 | フランス | 49,910 | 7.7 | 49,910 | 7.7 |
| ドイツ | 40,750 | 6.4 | 9 | 9 | ドイツ | 40,710 | 7.9 | 40,710 | 7.9 |
| イギリス | 37,917 | 6.9 | 10 | 10 | イギリス | 40,100 | 7.9 | 40,100 | 7.9 |
| イタリア | 31,917 | 7.2 | 10 | 10 | イタリア | 47,410 | 8.7 | 47,410 | 8.7 |
| スペイン | 27,917 | 7.2 | 10 | 10 | スペイン | 47,410 | 8.7 | 47,410 | 8.7 |
| Top100国別言語論文 | | | | | Top100国別言語論文 | | | | |
| 国・地域 | 論文数 | 被引用回数 | 国・地域 | 被引用回数 | 国・地域 | 論文数 | 被引用回数 | 国・地域 | 被引用回数 |
| 米国 | 論文数 | 被引用回数 | 米国 | 被引用回数 | 米国 | 論文数 | 被引用回数 | 米国 | 被引用回数 |
| 米国 | 1,212 | 9.2 | 1,212 | 9.2 | 米国 | 2,610 | 14.0 | 2,610 | 14.0 |
| 中国 | 87,862 | 6.0 | 2 | 2 | 中国 | 24,920 | 7.2 | 24,920 | 7.2 |
| 日本 | 52,112 | 9.2 | 2 | 2 | 日本 | 19,410 | 10.2 | 19,410 | 10.2 |
| 中国 | 55,619 | 6.1 | 4 | 4 | 中国 | 21,610 | 7.2 | 21,610 | 7.2 |
| 韓国 | 4,619 | 6.1 | 4 | 4 | 韓国 | 10,610 | 7.2 | 10,610 | 7.2 |
| フランス | 27,392 | 6.4 | 9 | 9 | フランス | 49,910 | 7.7 | 49,910 | 7.7 |
| ドイツ | 40,750 | 6.4 | 9 | 9 | ドイツ | 40,710 | 7.9 | 40,710 | 7.9 |
| イギリス | 37,917 | 6.9 | 10 | 10 | イギリス | 40,100 | 7.9 | 40,100 | 7.9 |
| イタリア | 31,917 | 7.2 | 10 | 10 | イタリア | 47,410 | 8.7 | 47,410 | 8.7 |
| スペイン | 27,917 | 7.2 | 10 | 10 | スペイン | 47,410 | 8.7 | 47,410 | 8.7 |

➤ 我が国の研究力の向上を図るため、

- ①世界をリードする質の高い研究人材と流動性の確保
- ②研究者の継続的な挑戦を支援する研究資金の改革
- ③研究生産性を向上させる研究環境の実現

に向け、大学改革と一体的に、科学技術イノベーションシステムの改革を加速・深化

研究改革

研究人材の改革

- 優秀な若手研究者のポストへの重点化
- 研究者の質の向上と多様性確保（流動性、国際化、ダイバーシティ）
- 多様なキャリアパスの確保 等

研究資金の改革

- 基礎的経費と競争的資金によるデュアルサポート
- 研究費の審査の透明性向上、評価・検証の徹底 等

研究環境の改革

研究機器等の環境整備と研究支援体制の強化を一体的に行う「ラボ改革」

- 研究設備・機器等の計画的な共用等の強化
- 研究者の事務負担の軽減
- ラボ改革と共用の中核となる技術専門人材の強化
- 研究設備・機器等の共用に関するルールの改善 等

研究改革につながる大学改革の推進

- 人事給与マネジメント改革や経営と教学の機能分担等を通じた大学のイノベーション創出の基盤整備を推進
- 国立大学法人における新しい評価・資源配分の仕組みの導入 等

大学改革

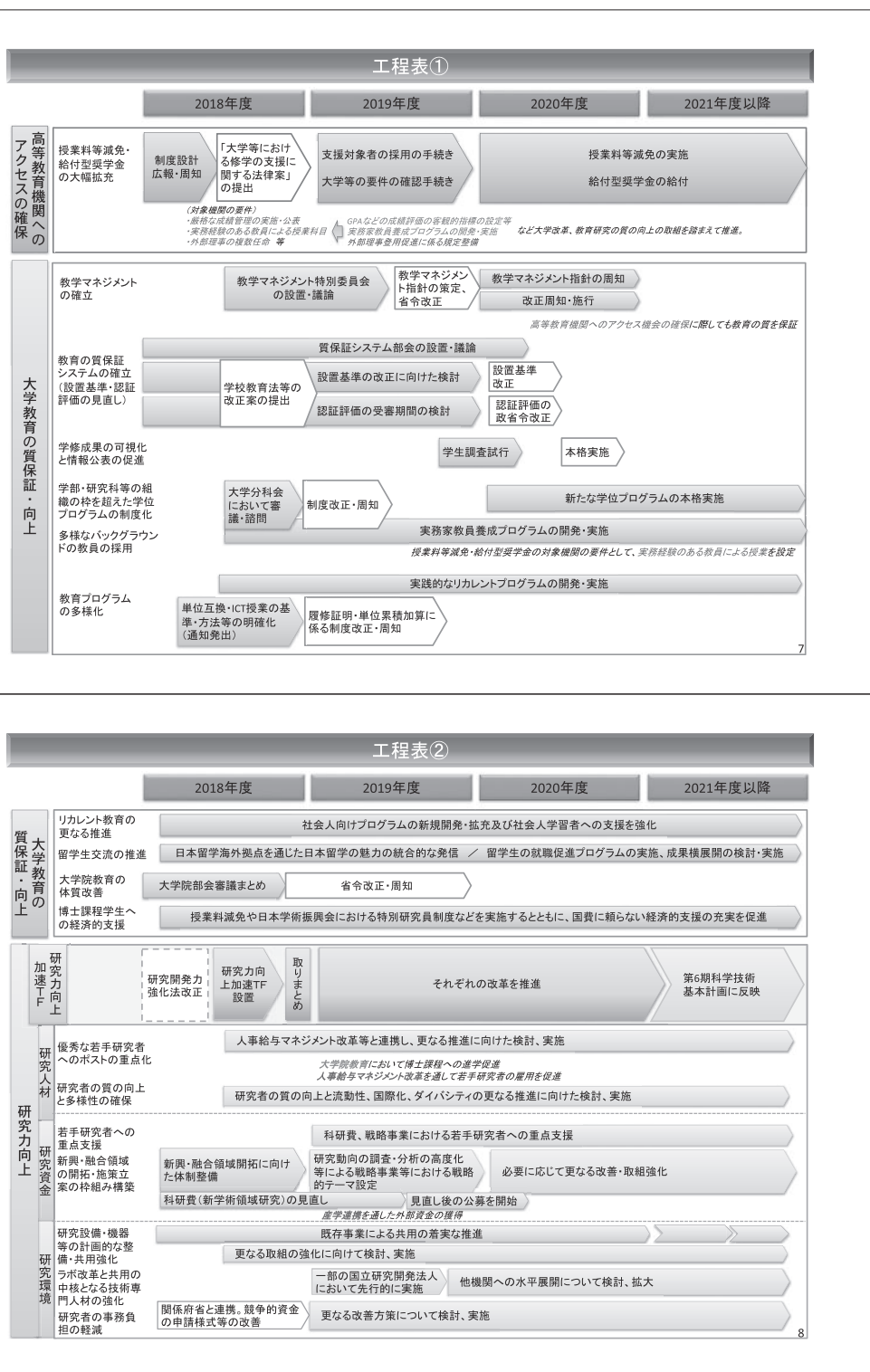
世界をリードする研究者の育成・支援の強化を通じ、我が国の研究力の向上を図り、絶えず新たなイノベーションを生み続ける社会へ

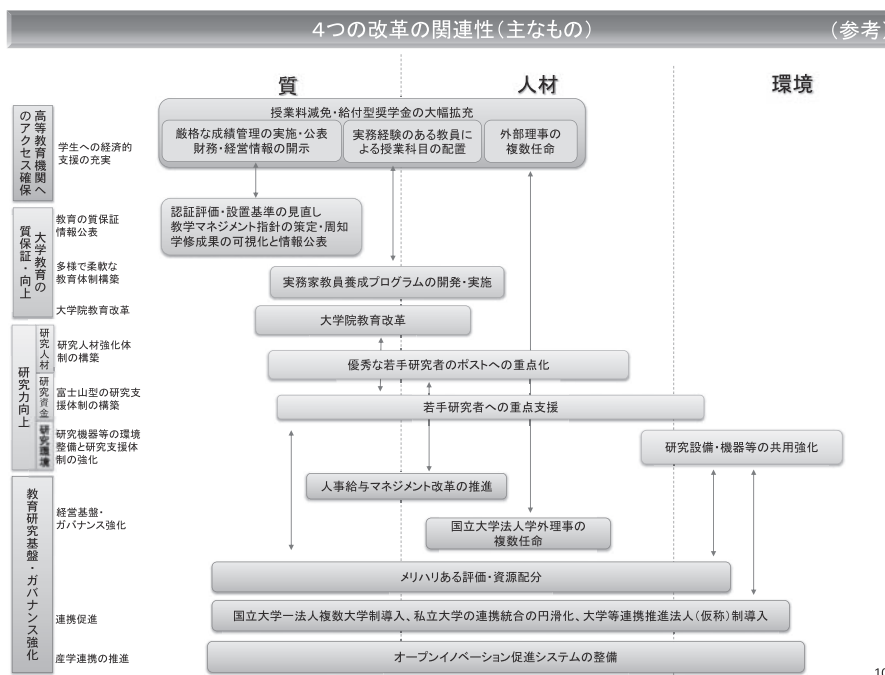
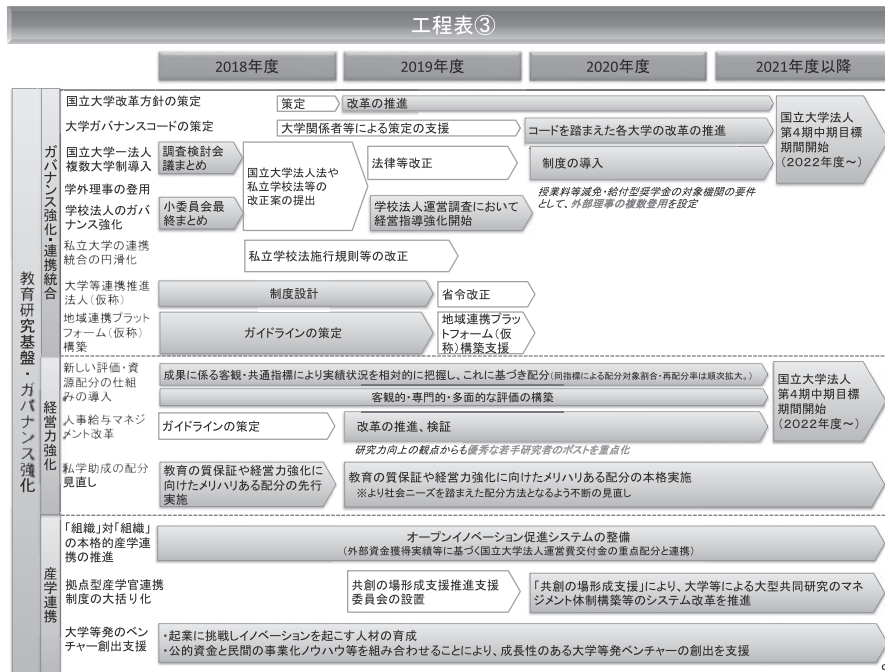
- ✓ 大学内や大学を越えて人材や資源を結集することが必要。
- ✓ 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模の適正化について検討することが必要。

➤ 経営力強化・連携統合の促進や財政支援のメリハリ化を通じて改革を加速化

Figure 1 is a stacked bar chart titled "18歳人口の推移(推計)" (Projected Trends of the 18-Year-Old Population). The vertical axis (Y-axis) represents the population in thousands (万人), ranging from 0 to 250. The horizontal axis (X-axis) represents the years from 1980 to 2095. The chart shows the projected population for females (女性, grey bars) and males (男性, white bars). The total population peaks around 1985 at approximately 210,000 and then declines steadily. A large grey arrow points downwards from the 1985 peak towards the 2095 projection, indicating a significant decrease. The female population (grey) is consistently higher than the male population (white) throughout the period.

6





【参考文献等】

参考年表、参考著書・論文、参考ホームページ等については、以下を参照。公文書等アーカイブ（北海学園大学事務部庶務課）[非公開]、木村和範・鈴木寿雄「戦後日本の高等教育にかんする参考資料(1)——1945（昭和20）年8月～1991（平成3）年3月——」『開発論集』第102号 2018年、同「戦後日本の高等教育にかんする参考資料(2)——1991（平成3）年4月～2016（平成28）年3月——」『開発論集』第103号 2019年

【付記】

1. 本稿に掲載した「事項」の選択は木村和範が担当し、日付の確認等は鈴木寿雄が担当した。原稿を整える過程で、荻原克男経済学部教授（教務センター長）から懇切丁寧なご示唆を頂戴した。記して感謝の意を表する。
2. 中央教育審議会答申及び後に同審議会の部会として改組された各種審議会の答申は、その連動性に鑑みて、高等教育に直接関与しなくても、できるだけ収録することにした。
3. 特記すべき法令及び答申については、その要点を簡潔に記し、（ ）内に法令等の名称を記載した。その他の法令及び答申については、その名称を挙げるに留めた。